

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回東久留米市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和3年6月30日（水）午後2時00分から午後3時00分				
開催場所	東久留米市役所7階 703会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略） 委員：松波 淳也、紺野 琢生、井田 清治、濱野 和也、荒島 久人、古本 栄一、平山 征子、桑原 留里子、井原 恵子、後藤 千賀子</p> <p>●欠席者（敬称略） 委員：なし</p> <p>●事務局 東久留米市長、環境安全部長、ごみ対策課課長、ごみ対策課職員4名</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合 はその理由	-	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>3. 委嘱状交付</p> <p>4. 委員紹介及び事務局職員紹介</p> <p>5. 会長・副会長の選出（会長・副会長のあいさつ）</p> <p>6. 諮問</p> <p>7. 議事</p> <p>（1） 会議の運営方法について</p> <p>（2） 今後の審議スケジュールについて</p> <p>（3） 一般廃棄物処理基本計画の策定について</p> <p>（4） 災害廃棄物処理計画の策定について</p> <p>8. その他</p> <p>9. 閉会</p>				
配布資料	<p>次 第</p> <p>資 料 1 委員名簿</p> <p>資 料 2 会議の運営方法について</p> <p>資 料 3 審議会スケジュール</p> <p>資 料 4 一般廃棄物処理基本計画について</p> <p>資 料 5 災害廃棄物処理計画について</p> <p>資 料 6 令和2年度清掃事業概要（令和元年度実績）（抜粋）</p>				

	<p>資料 7 東久留米市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月） 平成29年5月一部見直し[現行計画]</p> <p>資料 8 令和3年度一般廃棄物処理計画及び再利用計画</p> <p>資料 9 家庭ごみ有料化制度の検証結果について（令和元年度振り返り）</p> <p>資料10 関係法令</p>
問い合わせ先	<p>東久留米市環境安全部ごみ対策課 電話：042-473-2117（直通）</p>
<p>会議経過（意見等要約）</p>	
<p>1. 開会 出席状況の確認。今回は全員出席。</p> <p>会議の成立 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条第5項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。</p> <p>2. 市長挨拶 市長より挨拶。</p> <p>3. 委嘱状交付 市長から各委員に対して、審議会委員の委嘱状を交付。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、机上にて交付となる。</p> <p>4. 委員紹介及び事務局職員紹介 各委員・事務局職員・コンサルタントの紹介を行う。</p> <p>5. 会長及び副会長の選出 会長及び副会長は東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条1項の規定により、委員の互選により選出。</p> <p>6. 諮問 市長より、会長に対して一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画の策定についての諮問が行われる。</p> <p>7. 議事 (1) 会議の運営方法について 【会長】 会議の運営方法について、事務局より説明をお願いします。 【事務局より説明】 資料2「会議の運営方法について」に基づき、会議の運営方法について説明。</p>	

会議の位置づけ

東久留米市廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条の規定に基づく審議会として、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条による会議として運営する。

なお、東久留米市環境安全部ごみ対策課に事務局を設置する。

会議の目的

東久留米市の一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため設置する。

会議の運営

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を次のとおり定める。

- ・ 会議の開催日、時間及び場所は事務局において調整し、開催日の10日前までを目途に委員に通知する。
- ・ 議事内容は会議の目的に合致するものとし、開催日の事前調整の段階で事務局と調整する。
- ・ 委員は、発言をしようとするときは、挙手の上、会長の許可を得てから発言するものとする。
- ・ 委員の代理出席は、事前に会長の承認を得た場合に限り、代理出席を認めるものとする。なお、代理出席の場合に委員報酬は支給しない。
- ・ 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。
- ・ 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会長が会議に諮り、会議を非公開とすることができるものとする。なお、非公開とする決定は、議事ごとに行うものとし、これを公表するものとする。
 - ① 東久留米市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する審議等を行う場合
 - ② 会議を公開することによって、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められる場合。
- ・ 議事に関する書類は、原則として事前に委員に配布するものとする。
- ・ 会議録については要点録とし、発言者の部分については「会長」「委員」「事務局」と表記するものとする。また、会議録は会長が調製するものとし、委員全員が確認した後、速やかに東久留米市公式ホームページにて公開する。

会議の傍聴

東久留米市廃棄物減量等推進審議会傍聴規程（平成17年4月28日規則第4号）に定めるとおりとする。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

質問・意見等特になし。

【会長】

それでは、この運営方法により会議を進めることとします。

(2) 今後の審議スケジュールについて

【会長】

今後の審議スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料3「審議会スケジュール」に基づき、今後の審議スケジュールについて説明。

今後の審議スケジュール

第2回審議会は7月29日を予定している。第2回審議会では、「現計画（一般廃棄物処理基本計画）の目標達成状況について」、「将来ごみ量の見込みと目標値の設定について」、「目標達成に向けた重点施策の選定について」、「災害廃棄物について（対象とする災害、発生量見込みなど）」が会議内容の予定である。

第3回審議会は8月下旬を予定している。第3回審議会では、「一般廃棄物処理基本計画骨子案」、「災害廃棄物処理計画骨子案」を提示する予定である。

第4回審議会は9月下旬もしくは10月上旬を予定している。第4回審議会では、「一般廃棄物処理基本計画（素案）」、「災害廃棄物処理計画（素案）」、「パブリックコメントの実施について」が会議内容の予定である。

パブリックコメントの実施は11月～12月を予定している。

第5回審議会は1月下旬を予定している。第5回審議会では、「パブリックコメント結果について」、「一般廃棄物処理基本計画（案）」、「災害廃棄物処理計画（案）」、「答申について」が会議内容の予定である。

一般廃棄物処理基本計画・災害廃棄物処理計画の公表は3月下旬を予定している。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

両計画の公表予定が令和4年3月下旬となっているが、委嘱状では委嘱期間が令和5年6月29日までとなっていますが、これはどういうことですか。

【事務局】

委嘱については2年間という期限で定めているため、委嘱状は令和5年6月29日までとしています。

(3) 一般廃棄物処理基本計画の策定について

【会長】

一般廃棄物処理基本計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料4「一般廃棄物処理基本計画について」に基づき、一般廃棄物処理基本計画の策定について説明。

一般廃棄物処理基本計画の概要

一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方を記載。

東久留米市のごみ処理の現状と課題

第1節では、本市の直近10年間の計画収集人口の推移について記載。本市の廃棄物の計画収集区域は、本市全域となっている。本市の計画収集人口は直近10年間でやや増加傾向にある。

第2節では、ごみの収集・運搬体制、指定収集袋の料金について記載。

第3節では、ごみ排出量の推移について記載。ごみ有料化実施前の平成28年度から令和2年度までの各年度における行政回収量と直接持込みごみ量の推移をとりまとめている。直接持込みごみの可燃ごみはほとんどが事業系ごみである。

第4節では、ごみ有料化による効果の検討について記載。ごみ有料化実施前の平成28年度から令和2年度までの各年度における生活ごみと資源物の行政収集量の推移を取りまとめている。燃やせるごみと燃やせないごみは、有料化前年度の平成28年度に比べて少ない排出量となっているが、容器包装プラスチックは平成28年度より多く回収されている。これは、指定収集袋の価格が燃やせるごみと燃やせないごみより容器包装プラスチックの方が安価であることから、分別の徹底が進んだ結果と考えられる。

また、有料化対象以外のごみも含んだ行政回収量についても、平成28年度より少ない排出量となっており、有料化による減量効果が現れていると考えられる。ただし、令和2年度は、平成30年度と令和元年度に比べて増加している。

第5節では、1人1日当たりのごみ排出量について記載。ごみ有料化実施前の平成28年度から令和2年度までの1人1日あたりのごみ排出量をとりまとめている。令和2年度の1人1日あたりのごみ排出量は、前年度から増加となっている。

また、多摩地域26市との1人1日あたりのごみ排出量（「多摩地域ごみ実態調査 2019（平成31・令和元）年度統計」参照）と比較すると、令和元年度の1人1日あたりのごみ排出量は、多摩地域26市全体より本市は少なくなっている。ただし、令和2年度は本市のごみ量は増加しているため、令和2年度以降の全国及び多摩地域におけるごみ量の推移と比較を行い、ごみ減量・資源化施策を検討していく必要がある。

第6節では、資源回収量について記載。ごみ有料化実施前の平成28年度から令和2年度までの資源回収量をとりまとめている。令和2年度は前年度に比べて直接資源化量、中間処理後資源化量が増加、集団回収量が減少している。

また、ごみ有料化実施前の平成28年度から令和2年度までの総資源化率をとりまとめている。平成29年度から総資源化率は39%台で推移している。

第7節では、計画目標との比較について記載。平成29年3月に策定し、平成29年5月に一部見直しを行った「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」で設定された、減量化・資源化の進行を図るための目標値との比較結果を取りまとめている。令和2年度現在では、全ての目標値が未達成となっている。目標達成のためには、今後も更なるごみ減量化と資源化率向上を推進する必要がある。今年度策定する一般廃棄物処理基本計画の策定では、国や都の計画を参考にしつつ、本市のごみ量の推移も加味して目標値の設定を行う必要がある。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

今後の人口推計をどのように考えていますか。

【事務局】

第5次長期総合計画による将来人口の予測では、平成30年度の人口を基準として、令和2年度には115,839人、令和22年度には107,051人と減少すると予測になっています。

(4) 災害廃棄物処理計画の策定について

【会長】

災害廃棄物処理基本計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料5「災害廃棄物処理計画について」に基づき、災害廃棄物処理計画の策定について説明。

災害廃棄物処理計画の概要

市区町村が策定する災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめるものである。

国の災害廃棄物対策指針、都の地域防災計画、市の地域防災計画、及び一般廃棄物処理基本計画との整合を取りながら、災害廃棄物処理計画について検討を行う。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【会長】

災害廃棄物処理計画において、対象とする想定される災害についてはどう考えていますか。

【事務局】

災害廃棄物処理計画を策定するにあたり、地域防災計画と連携を図ります。地域防災計画で想定される被害に対して、災害廃棄物処理計画を検討します。

【会長】

一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画の関係性はどのようなものですか。一般廃棄物処理基本計画の中に災害廃棄物処理計画が内包されるのですか。もしくは両計画が並列しているのですか。

【事務局】

一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画は関係しているが、一般廃棄物処理基本計画の中に災害廃棄物処理計画が内包されるのではなく、それぞれの計画が並列的に策定されます。

8. その他

【会長】

次第の「その他」について、委員の皆さん・事務局から何かご質問・ご意見・ご説明等がありますか。

【事務局】

次回（第2回）の開催日程は、7月29日（木）14時から予定しています。

9. 閉会

以上をもって、予定の議事は全て終了。

令和3年度第1回東久留米市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。